

緊急事態への対処体制の整備に関する専門委員会からのご意見

(1) 情報収集体制について

	専門委員会からのご意見	対応案
1	<p>国内の情報収集体制について(丸山座長)</p> <p>平常時における情報収集で、国内情報の収集力が弱い。 国立医薬品食品衛生研究所では海外に力点が置かれているのであれば、食品安全委員会は国内の情報収集を充実させるべきでしょう。 その際、できれば学会誌のみでなく、商業誌等も視野に入れてほしいと思います。</p>	<p>平成18年度末までに食品安全総合情報システムの中に、人材情報データベースを構築することとしており、この中で、研究者の情報とともに、国内のリスク評価に係わる研究の情報についても整理していくことを検討しています。</p>
2	<p>アクティブサーベイランス体制について(春日委員)</p> <p>・緊急事態を探知するためには、平常時のベースラインと比較して、特定の地域あるいは広域での健康害が異常に高く起こっていることを、迅速に把握することが、科学的視点からも必要です。しかし、そのために必須であるベースラインの把握が、個々の病原体の検出としても、また急性胃腸疾患という症状としても、現状では十分にできていません。食品安全委員会として、現在の感染症法、食品衛生法のどちらにおいても対応の難しい、食品由来感染症のベースライン把握のために、何らかの体制を確立していただければと思います。このベースラインは緊急時対応の基礎としてだけでなく、食品安全委員会の主要な機能であるリスク評価のためにも、重要かつ不可欠なものです。</p>	<p>本調査会において、検討すべき対象範囲を明らかにした上で、具体的な対応のあり方について、必要に応じて今後専門調査会の中で、議論を進めていただきたいと思います。</p>
3	<p>専門家リストの作成について (小泉委員、元井委員)</p> <p>・専門家のネットワークを組織しておく必要がある。(特にマイナーな危害についても、どこにどんな专家がいるのかを把握)</p> <p>・情報収集対象としては広域的に、しかも公的機関ばかりに依存しない専門家の意見も収集するとともに、調査に専門的知識を生かした方法を講ずることも必要である。</p> <p>・いろいろな分野の研究者、学者の連絡先、研究分野のリストを作成(研究機関、大学の情報の他に個人についても情報を集積しておいた方がよいと思います。)</p>	<p>・現在、専門調査会に属する専門委員のリストは作成していますが、その他の分野の専門家リストについても順次作成したいと考えております。</p> <p>・平成18年度末までに食品安全総合情報システムの中に、人材情報データベースを構築することとしており、上記専門家リストと併せて専門家情報を充実させていく予定です。</p>

(2) 情報の共有体制について

	専門委員会からのご意見	対応案
4	<p>リスク管理機関・リスク評価機関・専門家間で情報を共有できるシステムについて(山本委員)</p> <p>食中毒事案では発生から終結までの時間が比較的短いのに対し、「科学的知見が十分でない…」案では場合によっては終結までかなり時間がかかるものがあると考えられます。(特に原因解明の部分では、原因不明の状態がいつまでも続くこともあり得ます)</p> <p>こうした事案においては、その時々で新たに判明した事実(新しく発表された実験結果や疫学調結果等)や専門家の意見・情報などを、リスク管理機関、評価機関、専門家ら間で情報共有できるシステムがあれば、その後の原因解明作業に有用と思います。</p>	<p>・共有できるシステムとしては、インターネット等を使う場合では、電子掲示板やネットミーティング等が考えられますが、公開サーバーの管理(セキュリティ、ユーザーのパスワード管理)が難しいこともあり、現時点では対応が難しい状況です。</p> <p>・原因不明の状態が続く場合、関係者のメーリングリスト等を設定し、情報の共有化を図ることは可能だと考えております。</p>
5	<p>情報サイトのマッピング(リンク集やポータルサイトの作成)(山本委員)</p> <p>様々な関連機関が、それぞれ非常に参考になる情報を出しているが、何処にどういう情報があるのかがわかりにくい。リンクやポータルサイトを利用して、リンク集やガイドを作ったりするのも重要だと思われる。</p>	<p>・食品安全総合情報システムの中に重要案件データベースを構築することとしており、重要と考えられる項目毎に情報を整理して提供していく予定です。</p> <p>・リンク集については、リンクの対象範囲をどうするのかを検討する必要がありますが、わかりやすい情報提供の一環として、今後検討して参りたいと思います。</p>

(3) 情報提供体制について

	専門委員からの意見	対応案
6	<p>日本の情報の海外への提供体制について(岡部委員、元井委員)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・海外情報を集めることは充実しつつあるが、日本の情報を海外に向けて発信する体制は不十分である。 海外へ日本の情報を提供することで、その情報に関連する海外の情報も得やすくなるため、海外に向けた情報の提供のあり方も考えるべきである。 ・海外からの情報収集とともに、海外へ向けての情報の提供も情報の取得上重要であるという岡部専門委員からの意見もあったので、特に海外の関係機関等については、国内からも情報提供を行う等を明記した方がよいのではないかと思います。 	<p>「食品安全関係府省食中毒等緊急時対応実施要綱」(案)及び「食品安全委員会食中毒等緊急時対応実施指針(案)」において、緊急時の情報提供部分に「収集した当該緊急事態等に関する情報等について、必要に応じ情報収集先(国内、海外公的機関等)に速やかに情報を提供することとする」と盛り込み、必要に応じて情報交換を行うことを規定しました。</p>
7	<p>提供される情報のランク付け(渡邊委員)</p> <p>平時における情報提供については、情報の緊急性等をランク分けして提供することも必要ではないか。</p>	<p>食品安全総合情報システムの中に重要案件データベースを構築することとしており、この中で、重要と考えられる項目毎に情報を整理して提供していく予定です。</p>
8	<p>その他情報提供に関する事項について(元井委員、小泉委員、土屋委員、山本委員)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・食中毒要綱の8「情報提供及びリスクコミュニケーション」の(1)(関係府省の連名で通知等)(2)(相互に十分調整を図る)はもう一度検討する必要があるのではないかと。実際にこういう事態が発生した場合には現場で相当の混乱があると思われるので、例えばすぐに原因がわかるような場合とか、長期化する場合とか、事案に対応した工夫をする余地があるのではないかと。 ・緊急事態において正しい情報を提供しても、その方法によっては、逆に風評被害を招くおそれもある。 ・Q & A案(いろいろな事態に対応できるような想定問答)の準備の要否についてもご検討下さい。 ・情報の収集において、ローカル又はマイナーな危害情報ではあるが、被害が生じるおそれがあるものに関しては、広域的な視野での情報の収集が必要である。 ・「社会的反響…」の事案を食中毒の要綱及び指針と一本化する場合には、特に情報提供及びリスクコミュニケーションの在り方の項目の文章を再検討する必要があるかと思えます。 ・原因不明もしくは原因が確定しない場合であっても、国民に対し早めに情報を提供し、注意喚起することは重要である。 	<p>訓練を行い、具体的に何が必要なのか、また現在の情報提供体制の課題など抽出し、必要に応じて専門調査会の中で検討していただきたいと考えております。</p>